

# 農業制度資金の御案内



## 新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている農業者の皆様へ



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者を支援する運転資金として次の農業制度資金がありますので、最寄りの融資機関、支庁・農林振興局（農業改良普及センター）、日本政策金融公庫宮崎支店等へ御相談ください。

### ● 経済変動・伝染病等対策資金

対象者：新型コロナウイルスの影響により農業経営の維持安定に支障を来している又は来すおそれがある農業者

資金使途：農業経営の維持安定に要する営農経費  
（※生活費及び負債の借換えは対象外）

借入限度額：1,000万円以内

貸付金利：無利子（貸付開始から6年目以降は1.75%）

償還期限：7年以内（うち据置期間3年以内）

債務保証料：全額助成 ※令和4年12月31日までに融資の実行を受けることが必要です。

お問合せ先：最寄りの融資機関、支庁・農林振興局（農業改良普及センター）

### ● 農林漁業セーフティネット資金

対象者：認定農業者等で一定の要件を満たす農業者

資金使途：農業経営の維持安定に要する営農経費  
（※生活費及び負債の借換えは対象外）

借入限度額：一般 1,200万円以内

特認 年間経費等の12/12以内

（簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合）

貸付金利：0.17~0.45%（令和4年4月1日現在）

※貸付当初5年間実質無利子化の国特例あり。

償還期限：15年以内（うち据置期間3年以内）

お問合せ先：日本政策金融公庫宮崎支店、上記の資金に同じ

※借入限度額等の拡充措置を受けるには、令和4年6月30日までの申込みが必要です。

### ● 新型コロナウイルス感染症対策（金融支援策）

国の支援策として、資金繰りが困難な農林漁業者を対象に、日本政策金融公庫資金等の実質無利子化や実質無担保等での貸付けなど、農業者向け金融支援策が発表されています。詳しくは、農林水産省・日本政策金融公庫のホームページを御確認ください。

## お問合せ先（電話番号）一覧

◇ 中部農林振興局（宮崎市）  
地域農政企画課：0985-26-7279  
普及センター：0985-30-6121（国富町）

◇ 南那珂農林振興局（日南市）  
農政水産企画課：0987-23-4312  
普及センター：0987-21-9550

◇ 北諸県農林振興局（都城市）  
地域農政企画課：0986-23-4507  
普及センター：0986-38-1554

◇ 西諸県農林振興局（小林市）  
地域農政企画課：0984-23-3165  
普及センター：0984-23-5105

◇ 児湯農林振興局（高鍋町）  
地域農政企画課：0983-22-1364  
普及センター：0983-43-2311（西都市）

◇ 東臼杵農林振興局（延岡市）  
農政水産企画課：0982-32-6135  
南部普及センター：0982-68-3100（日向市）  
北部普及センター：0982-32-3216

◇ 西臼杵支庁（高千穂町）  
農政水産課：0982-72-2108  
普及センター：0982-72-2158

◆ (株)日本政策金融公庫宮崎支店  
農林水産事業：0985-29-6811

